**令和７年度６月　埼玉県自動車税事務所　会計年度任用職員募集要項**

　次のとおり会計年度任用職員を募集します。

**１　募集職種**

税務事務嘱託員

（地方公務員法第２２条の２第１項第１号の規定に基づき任用される非常勤職員）

**２　勤務形態・募集人数・業務内容**

（１）勤務形態

　　　週３日（週１７時間１５分）・９時００分から１５時４５分

（２）募集人数

１人

（３）業務内容

自動車税（種別割）の還付等に関する業務の補助

・資料の整理、コピー、データ転記

・各種資料作成の補助（パソコン作業を含む）

・窓口・電話対応等

**３　応募資格**

（１）年齢・性別・学歴は不問。

（２）国籍は不問。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

（３）地方公務員法第１６条に規定する次の欠格条項に該当する人は応募不可。

以下はその内容です。

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・　埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（４）ワード、エクセルを使った基礎的なＰＣ作業が出来ること。

**４　勤務条件**

（１）任用期間

令和７年６月１６日から令和８年３月３１日まで

※　勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

（２）勤務日数・勤務時間

週３日（原則、月曜日～金曜日のうちの３日）

週１７時間１５分（９時００分から１５時４５分）

　　　※休憩時間：原則１２時００分～１３時００分（６０分）

（３）休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日～翌１月３日）

（４）休暇

年次休暇５日

※日数、その他は県の規定によります。

（５）報酬

日額　７，３００円　～　８，７７０円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

（６）交通費

別途支給（県の規定によります。）

※通勤距離の片道が２km未満の場合等には支給されません。

（７）社会保険

加入なし

（８）勤務地

　　　埼玉県自動車税事務所

所在地：さいたま市大宮区下町３－８－３

（変更の範囲）変更なし

※　原則、車通勤不可

（９）業務内容

　　　県税の賦課徴収に係る事務補助業務

　　　（変更の範囲）変更なし

※　「４　勤務条件」については、県の関係条例、規則等の定めるところによります。採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、上記内容が変更になる可能性があります。

**５　応募手続**

（１）令和７年５月９日（金）までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している申込書、履歴書、身上書に必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書には必ず写真を添付してください。）

※　応募者多数により、受付期間中であっても募集を締め切る場合があります。必要書類提出の前に電話で募集が継続しているか予め御確認ください。

（２）提出は持参のみとなります。（郵送不可）

（３）受付時間は、平日の８時３０分から１２時００分、１３時００分から１７時１５分までです。

（４）応募書類の返却は致しかねますので、予め御了承ください。

**６　選考方法**

〇面接試験

（１）日時

　　　　令和７年５月１６日（金）※詳細は別途連絡

（２）場所

埼玉県自動車税事務所（さいたま市大宮区下町３－８－３）

**７　選考結果について**

６の選考により、埼玉県知事に任用を推薦する者を決定し、５月下旬頃に選考結果を連絡します。

正式な採用決定は６月上旬頃になる見込みです。

**８　応募書類の提出及び問い合わせ先**

○埼玉県自動車税事務所

　住　　所：さいたま市大宮区下町３－８－３

　担　　当：総務担当

　電　　話：０４８－６５８－０２２３